

札介保（指）第 3040 号  
平成 21 年（2009 年）12 月 3 日

指定認知症対応型共同生活介護事業所 代表者 様

札幌市保健福祉局保健福祉部  
介護保険課事業指導担当課長

認知症高齢者グループホーム利用者に対する福祉用具の費用負担について  
（通知）

日頃から、本市の介護保険事業にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、認知症高齢者グループホーム（以下「グループホーム」という。）の利用者に係る「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」に規定する車いす等の福祉用具の費用負担については、利用者の心身の状況を踏まえた総合的なアセスメントによりその必要性を検討し、その結果、必要と判断した福祉用具は、事業者が用意し、費用についても事業者の負担により介護サービスの一環として提供又は支援することとなりますのでお知らせします。

ただし、グループホームにおいて提供される通常の介護サービスで利用者の心身の状況に係るアセスメントの結果、必要でないと判断した場合又は利用者の希望により使用する場合については、利用者等とその費用負担について協議をしていただきますようお願いいたします。

なお、この見解については、北海道に確認しておりますことを申し添えます。

記

- 1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目別紙のとおり
- 2 事業者負担の根拠  
福祉用具貸与は、「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項」の第 2 の 1 通則「( 2 ) サービス種類相互の算定関係について」に記載されている「その他の居宅サービス」の中に含まれているため。

(別紙)

厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目  
(平成11年3月31日厚生省告示第93号,最終改正;平成18年3月31日厚生労働省告示第256号)

**1 車いす**

自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。

**2 車いす付属品**

クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。

**3 特殊寝台**

サイドレールが取り付けられているもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの

- 一 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能
- 二 床板の高さが無段階に調整できる機能

**4 特殊寝台付属品**

マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。

**5 床ずれ防止用具**

次のいずれかに該当するものに限る。

- 一 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット
- 二 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット

**6 体位変換器**

空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を用意に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。

**7 手すり**

取付けに際し工事を伴わないものに限る。

**8 スロープ**

段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。

**9 歩行器**

歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。

- 一 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの
- 二 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの

**10 歩行補助つえ**

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

**11 認知症老人徘徊感知機器**

介護保険法第7条第15項に規定する認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの

**12 移動用リフト(つり具の部分を除く。)**

床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取付けに住宅の改修を伴うものを除く。)